

九度山町障がい者活躍推進計画

- 機関名 九度山町役場
- 任命権者 九度山町長 岡本 章
- 計画期間 令和2年4月1日 ～ 令和7年3月31日（5年間）
- 九度山町役場における障がい者雇用に関する課題
九度山町は、これまで障がい者に限定した募集・採用は実施していない。
今後、障がい者である職員の活躍のためには、さらなる体制整備や各種取組が必要である。
- 目標
採用に関する目標 : 当該年6月1日時点の法定雇用率の到達
定着に関する目標 : 不本意な離職者を極力生じさせないこと
- 取組内容
 1. 障がい者の活躍を推進する体制整備
 - (1) 障がい者雇用推進者として総務課長を選任する。
 - (2) 障がい者職業生活相談員として総務課行政係長を選任し、障がい者である職員の相談窓口を設定し、庁舎内掲示等により周知する。
 2. 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出
 - (1) 身体障がい等により従来の業務遂行が困難となった障がい者から相談があった場合は、労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
 3. 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理
 - (1) 相談窓口への相談のほか、人事評価面談等の際、障がい者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。なお、措置を講ずるに当たっては、障がい者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。
 - (2) 募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。
 - (ア) 特定の障がいを排除し、又は特定の障がいに限定する。
 - (イ) 自力で通勤できることといった条件を設定する。
 - (ウ) 介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。
 - (エ) 「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。
 - (オ) 特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
 4. その他
国等による障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障がい者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。